## 農業機械化促進法を廃止する等の法律案新旧対照条文目次

四	三	<u></u>	_
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(附則	内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(附則	印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)
則第七条関係)	則第六条関係	則第五条関係	(第二条関係
係 7	馀 6	係) 5	送 1
'	J	J	1

 $\bigcirc$ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)(第二条関係)

_
(傍線
部
分
は
改
正
部
分

定めるところにより、研究機構を代表する。	第十条(略)(副理事長及び理事の職務及び権限等)	(研究機構の目的) (削る。) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()	改正案
定めるところにより、研究機構を代表する。  ② でする業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の2 (略)	第十条(略)(副理事長及び理事の職務及び権限等)	(研究機構の目的) (研究機構の目的) (研究機構の目的) (研究機構の目的) (研究機構の目的) (研究機構の目的)	現

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ(区分経理)	(削る。)	4・5 (略) 4・5 (略)
第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ(区分経理)	こ〜六 (略)   こ〜六 (略)   二〜六 (略)   二〜二 (略)   二・二 (本)   二 (本)   二・二 (本)   二・二 (本)   二・二 (本)   二・二 (本)   二・二 (本)   二・二	4・5 (略)  (業務の範囲)  (業務の範囲)  (業務の範囲)  (業務の範囲)

れ勘定を設けて整理しなければならない。

前条に規定する業務(次号及び第三号に掲げるものを除く。

農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るも一 前条第一項第一号に掲げる業務(農機具及び農機具を使用した

のに限る。)及びこれに附帯する業務

三 (略)

(削る。

(余裕金の運用の特例)

財政融資資金への預託により運用することができる。 余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、第十七条 研究機構は、第十五条第二号に掲げる業務に係る業務上の

(協議)

第二十一条 (略)

条第三号に掲げる業務に係る部分に限る。) をしようとするときは2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十五

関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

、次のとおりとする。第二十二条の法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は

れ勘定を設けて整理しなければならない。

帯する業務並びに同条第三項から第五項までに規定する業務前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附

(新設)

二 (略)

三前条第二項に規定する業務

(余裕金の運用の特例)

財政融資資金への預託により運用することができる。
余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、第十七条 研究機構は、第十五条第三号に掲げる業務に係る業務上の

(協議)

第二十一条 (略)

、関係行政機関の長に協議しなければならない。条第二号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十五

(主務大臣等)

、次のとおりとする。第二十二条。この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は

については、 定める業種に属する事業を所管する大臣 第十五条第三号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で

三 第十五条第一号及び第二号に掲げる業務に関する事項について

兀 製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する事項について は、 第十五条第三号に掲げる業務であって、農林漁業及び飲食料品 農林水産大臣

兀

五. 製造業に係るものに関する事項については、財務大臣 第十五条第三号に掲げる業務であって、酒類製造業及びたばこ

は、

農林水産大臣

六 該事業を所管する大臣 定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、 第十五条第三号に掲げる業務であって、第二条第三号の政令で 当

(削る。)

2

(略)

(略)

については、 定める業種に属する事業を所管する大臣 第十五条第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で

三 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水 産大臣

は、 製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する事項について 第十五条第二号に掲げる業務であって、農林漁業及び飲食料品 農林水産大臣

五. 製造業に係るものに関する事項については、財務大臣 第十五条第二号に掲げる業務であって、酒類製造業及びたばこ

第十五条第二号に掲げる業務であって、第二条第三号の政令で 当

該事業を所管する大臣 定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、

第十五条第三号に掲げる業務に関する事項については、 農林水

産大臣

七

2 (略)

二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則第五条関係)

別表第三 機構法 第四項まで 条第一項第一号から第四号まで及び第二項から 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究 ものを除く。 条第二号(区分経理)に掲げる業務に該当する (略) 略 (平成十一年法律第百九十二号) 非課税文書の表 (業務の範囲) 文 に関する文書 改 書 (第五条関係) の業務 正 名 (同法第十五 第十四 案 品産業技術総 合研究機構 法人農業・食 国立研究開発 作 略 略 成 者 別表第三 機構法 第五項まで 条第一項第一号から第四号まで及び第三項から 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究 略 略 (平成十一年法律第百九十二号) 非課税文書の表 (業務の範囲) 文 現 書 (第五条関係) の業務に関する文書 名 第十四 行 合研究機構 品産業技術総 法人農業・食 国立研究開発 作 略 略 成 者

(傍線部分は改正部分)

_	
傍	
線	
部八	
分は	
な牧	
É	
部	
部分	
$\overline{}$	

2											第		
(略)	イ〜ホ (略)	務	第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事	、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び	、同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号	第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)	二 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第四条第一項	一 (略)	十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。	閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二	第四十四条 沖縄総合事務局(以下「総合事務局」という。)は、内	(総合事務局の所掌事務等)	改正案
2 (略)	イ〜ホ (略)		第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務	、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び	、同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号	第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)	二 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第四条第一項	一 (略)	十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。	閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二	第四十四条 沖縄総合事務局(以下「総合事務局」という。) は、内	(総合事務局の所掌事務等)	現

傍
線
部
分
は
改正
部部
分
$\overline{}$

(地方農政局)	2 (略) 十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八円法律第三十五号)、種苗法(平成十年法律第八十三号)及び愛人年法律第三十五号)、種苗法(平成十年法律第八十三号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十二年法律第八十二(農業資材審議会)	2 (略) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務)	改正案
(地方農政局)	2 (略) の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)	「百五十二号」、種苗法(平成十年法律第八十三号)及び愛がん動物変 八年法律第三十五号)、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二一 第七条 農業資材審議会は、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二(農業資材審議会)	(所掌事務) (形式) (形式) (形式) (形式) (形式) (形式) (形式) (形式	現

事務を分掌する。
汁八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる

六号、 に掲げる事務 に係るものに限る。 三十一号、 ものに限る。 び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十二号 まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号 (農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。 第十二号 第四条第一項第三号から第五号まで、 第三十九号から第五十号まで、 第三十四号(助成に係るものに限る。)、 (輸出に係るものに限る。)、第十四号から第十六号 第二十三号から第二十八号まで、 第五十三号、 第五十一号 第五十四号及び第八十六号 第七号から第十一号まで (病虫害の防除及 (獣医療に係る (納付金の徴収 第三十号、 第三十五号 第三十 第

二~四 (略)

2

略

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)

第十九条

農林水産大臣は、

地方農政局の所掌事務のうち、

第四条第

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所

らの支所を置くことができる。るため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれ一項第四十五号から第四十七号までに掲げる事務の一部を分掌させ

(略)

2

(北海道農政事務所)

事務を分掌する。第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる

号に掲げる事務 収に係るものに限る。 び家畜の衛生に係るものに限る。)、 十七号、 第三十二号、 ものに限る。 まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号 第十二号 第四条第一項第三号から第五号まで、 (農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。 第四十号から第五十一号まで、 (輸出に係るものに限る。)、第十四号から第十六号 `` 第三十五号 第二十三号から第二十九号まで、 (助成に係るものに限る。 第五十四号、 第二十二号 第七号から第十一 第五十五号及び第八十七 第五十二号 (病虫害の防除及 (獣医療に係る )、第三十六 第三十一号、 (納付金の徴 号まで 第三

二~四 (略)

2 (略)

らの支所を置くことができる。
るため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれ一項第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させ第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第

2 (略)

(北海道農政事務所)

掲げる事務を分掌する。 第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に

げる事務 るものに限る。) 十四号、第二十五号、 十二号 第四条第一項第四号、 (輸出に係るものに限る。 第五十三号、 第五十号、 第五号、 第七号、第十号、 第五十四号及び第八十六号に掲 第五十一号 )、第十四号、 (納付金の徴収に係 第十五号、 第十一号、 第二 第

二~四 (略)

2 • 3

(略)

(所掌事務)

三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十二号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十三号、第三十四号、第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第 第

三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

除く。)に係るものに限る。)、第三十九号、第四十八号、第六十二十五号(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を一二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に

掲げる事務を分掌する。

十五号、第二十六号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号、第十五号、第二第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第

掲げる事務

係るものに限る。)、

第五十四号、

第五十五号及び第八十七号に

2·3 (略)

(略)

(所掌事務)

(所掌事務)

除く。)に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第六十八三十六号(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第

をつかさどる。	七号から第八十三号まで、
	第八十五号及び第八十六号に掲げる事務

号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務を

つかさどる。